INCOMING TELEGRAM Department of State

34-M
Action

FE
Info

SS
SR
G
SP
L
H
E
AID
P
IOP
INR
COM
FRB
TRSY
FMC
RMR

LIMITED OFFICIAL USE
CONFIDENTIAL

Control: 12011
Rec'd: NOVEMBER 30, 1962
11:33 AM

FROM: TOKYO

TO: Secretary of State

NO: 1337, NOVEMBER 29, 5PM

DEPARTMENT OF STATE A/CDC/MR
REVIEWED BY JAHanary DATE 3/19/82
PORTIONS DENIED AS INDICATED

PRIORITY

POLICY

JOINT ECON COM

DEPTELS 255, 833, EMBTEL 452R

SUBJECT IS FCN TREATY REVISION.

DEPARTMENT OF STATE
L/T
NOV 30 1962
OFFICE OF THE LEGAL ADVISER

ECONOMIC COUNSELOR MET YESTERDAY WITH [redacted] MITI INTERNATIONA TRADE BUREAU TO HEAR MITI VIEWS ON HANDLING SUBJECT OF FCN TREATY AT WASHINGTON MEETING JOINT ECON COM. MEETING WITH MITI OFFICIALS ARRANGED AT THEIR REQUEST AND TOOK PLACE NEW JAPAN HOTEL TO INSURE PRIVACY. ENTERPRISE BUREAU OF MITI WHICH IS WELLSPRING OF MOVEMENT TO REFORM "INDUSTRIAL ORDER" AND HENCE TO REVISE TREATY REPRESENTED BY SECTION HEADS [redacted]

[redacted]

[redacted] MITI WOULD BE HAPPIER IF SUBJECT FCN TREATY REVISION DID NOT COME UP IN WASHINGTON MEETING. SAID MITI HOPED GOJ WOULD NOT RAISE QUESTION BECAUSE DISCUSSION NOW WOULD BE PREMATURE AND INEVITABLE PUBLICITY AND RUMORED US-JAPANESE DISAGREEMENT ON IMPORTANT TREATY QUESTION WOULD EMBARRASS GOVERNMENT IN DIET AT TIME WHEN GOJ INTENTIONS NOT SETTLED. PUBLIC IMAGE DESIRED ON BOTH SIDES OF JOINT ECON COM PROMOTING US-JAPAN PARTNERSHIP

REPRODUCTION FROM THIS COPY IS PROHIBITED UNLESS "UNCLASSIFIED"

WOULD WEAKENED.

[redacted] TWO POINTS IN STRONG SUPPORT MITI PLEA. FIRST WAS E-BI ED
THAT GOJ HAS NO INTENTION DENOUNCE TREATY AND PROPOSE REVISION BEFORE THIRD REPEAT THIRD MEETING JOINT ECON COM NEXT YEAR. MITI CONFIDENTLY EXPECTS IMF WILL RECOMMEND ARTICLE VIII STATUS FOR JAPAN EARLY 1963, BUT PROCEDURAL STEPS WILL TAKE YEAR OR MORE BEFORE IMPLEMENTATION. GOJ MUST CONSULT FURTHER WITH IMF ON SPECIFIC OBLIGATIONS ARTICLE VIII STATUS, DECIDE ON CONCRETE STEPS AND FINALLY NOTIFY IMF JAPAN ASSUMING OBLIGATIONS ARTICLE VIII. EVEN IF COMBINED EFFECT ARTICLE VIII AND FCN TREATY CLEARLY TO REQUIRE GIVING UP ALL CONTROLS OVER NEW FOREIGN INVESTMENT, NO ACTUAL STEPS TO DEAL WITH THIS PROBLEM COULD BE TAKEN BEFORE NOV OR DEC NEXT YEAR.

IN MEANTIME--AND THIS WAS [redacted] SECOND POINT--GOJ WOULD BE E-BI ED
STUDYING WHOLE QUESTION FROM LEGAL AND TECHNICAL ASPECTS. IN PROCESS GOJ WOULD WANT TO CONSULT WITH US AND LEARN PRECISELY WHAT STEPS US EXPECTS JAPAN TO TAKE TO IMPLEMENT TREATY AFTER JAPAN ENTERS ARTICLE VIII STATUS. [redacted] SAID FRANKLY CONSENSUS WITHIN E-BI ED
GOJ WAS THAT SOME KIND OF CONTROLS OVER NEW FOREIGN INVESTMENT WOULD HAVE TO BE CONTINUED TO PROTECT SMALL INDUSTRY AD AVOID EXCESSIVE COMPETITION. MITI WOULD LIKE IN COURSE OF DELIBERATIONS HAVE FULL PRESENTATION OF US VIEWS ON WHAT CONTROLS--IF ANY--CONSISTENT WITH ARTICLE XII OF TREATY. THIS CONNECTION MITI SOMEWHAT DISTURBED AT LANGUAGE US TALKING PAPER AGAENDA ITEM IV (JAE/D-6) REFERRING TO MODIFICATION ARTICLE XII OR "EQUIVALENT THROUGH LESS FORMAL MEANS".

ECONOMIC COUNSELOR, EMPHASIZING HE SPEAKING WITHOUT INSTRUCTIONS, REVIEWED STATE OF QUESTION CITING BALL-SEKI, JOHNSON-ASAKAI, AND REISCHAUER-TAKEUCHI DISCUSSIONS (REFTELS). SAID HIS PERSONAL VIEW WAS THAT COMBINED EFFECT TREATY AND ARTICLE VIII WOULD BE TO REQUIRE GOJ DISMANTLE PERSENT LICENSING AND VALIDATION PROCEDURES UNDER FOREIGN INVESTMENT LAW. AGREED HOWEVER THAT JOINT, WORKING LEVEL EXAMINATION OF LEGAL AND TECHNICAL ASPECTS (DEFERRING MORE FORMAL CONSIDERATION) WOULD BE USEFUL AND EVEN NECESSARY STEP AND UNDERTOOK PRESENT MITI SUGGESTION TO WASHINGTON. DOHERTY STRESSED THAT ANY SUCH AGREEMENT

TO POSTPONE FORMAL DISCUSSION OF TREATY REVISION SHOULD NOT BE REPRESENTED EITHER WITHIN GOJ OR TO PRESS OR INDUSTRY CIRCLES AS IMPLYING US IN AGREEMENT THAT SOME FORM OF CONTINUED CONTROLS OVER INVESTMENT MIGHT BE FOUND CONSISTENT WITH FCN TREATY IN PRESENT FORM.

COMMENT: EMBASSY HAS PRIVATELY BEEN URGING GOJ OFFICIALS TO AVOID PRECIPITATE DENUNCIATION OF FCN TREATY, TO WAIT AND SEE IF CONSEQUENCES OF UNCONTROLLED NEW FOREIGN INVESTMENT AS BAD AS FEARED. BELIEVE MITI APPROACH MAY BE MOTIVATED BY CONTINUING DISAGREEMENT WITHIN GOJ ON TIS AND RELATED POLICY QUESTIONS. POSTPONING FORMAL DISCUSSIONS AT THIS TIME WILL GIVE US TIME TO MARSHALL ECONOMIC AND LEGAL ARGUMENTS IN FAVOR RELAXATION INVESTMENT CONTROLS AND CONTINUATION TREATY IN PRESENT FORM, AND TO STRENGTHEN HAND THOSE OFFICIALS WHO FAVOR NO REVISION. ECONOMIC CLIMATE DURING NEXT YEAR LIKELY BE INCREASINGLY FAVORABLE TO RELAXED JAPANESE ATTITUDE TO NEW FOREIGN INVESTMENT. SUGGEST JAPANESE SIDE BE APPROACHED BEFORE CONFERENCE BEGINS WITH VIEW TO CONFINING EXCHANGE OF VIEWS TO STATEMENTS ALREADY MADE IN TALKING PAPERS. CONFERENCE COMMUNIQUE COULD USEFULLY INCORPORATE SUBSTANCE MITI SUGGESTION THAT IMPLICATIONS ARTICLE VIII STATUS FOR FCN TREATY OBLIGATIONS AND RELAXATION JAPANESE INVESTMENT CONTROLS WILL BE SUBJECT TECHNICAL LEVEL CONSULTATIONS TWO GOVERNMENTS PRIOR THIRD ANNUAL MEETING.

DEPT PASS TO AMB REISCHAUER. [redacted] E-B/ ED

EMMERSON

HLN

PROTOCOL OF EXCHANGE OF INSTRUMENTS OF RATIFICATION

The undersigned, John Foster Dulles, Secretary of State of the United States of America, and Eikichi Araki, Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan to the United States of America, duly authorized thereto by their respective Governments, have met for the purpose of exchanging the instruments of ratification by their respective Governments of the treaty of friendship, commerce and navigation between the United States of America and Japan, signed at Tokyo on April 2nd, 1953, the provisions of the protocol relating thereto, signed at Tokyo on the same date, being considered integral parts of the treaty.

The respective instruments of ratification of the treaty aforesaid having been carefully compared and found to be in due form, the exchange took place this day.

The ratification by the Government of the United States of America of the treaty aforesaid recites and is subject to the reservation contained in the resolution of July 21, 1953 of the Senate of the United States of America advising and consenting to ratification of the treaty aforesaid. By an exchange of notes signed at Tokyo on August 29, 1953, the said reservation was communicated to and accepted by the Government of Japan.

十三年七月二十一日の決議に含まれた留保を掲げ、且つ、これに従うことを条件とするものである。その留保は、千九百五十三年八月二十九日に東京で署名された公文の交換によつて、日本国政府に送付され、且つ、同政府により受諾された。

前記の条約の日本国政府の批准は、同条約の第二十四条2に関する留保に従うことを条件とするものである。その留保は、千九百五十三年八月二十九日に東京で署名された公文の交換によつて、且つ、同政府により受諾された。

メリカ合衆国政府に送付され、且つ、同政府により受諾された。

2 この条約は、同条約の第二十四条2の規定に従つて、日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる。

第三条 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

2 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

3 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

4 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

5 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

6 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

7 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

8 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

9 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

10 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

11 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

12 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

13 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

14 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

15 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

16 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

17 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

18 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

19 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

20 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

21 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

22 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

23 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

24 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

25 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

26 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

27 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

28 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

29 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

30 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

31 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

32 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

33 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

34 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

35 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

36 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

37 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

38 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

39 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

40 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

41 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

42 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

43 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

44 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

45 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

46 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

47 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

48 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

49 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

50 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

51 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

52 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

53 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

54 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

55 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

56 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

57 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

58 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

59 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

60 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

61 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

62 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

63 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

64 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

65 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

66 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

67 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

68 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

69 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

70 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

71 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

72 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

73 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

74 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

75 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

76 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

77 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

78 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

79 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

80 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

81 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

82 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

83 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

84 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

85 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

86 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

87 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

88 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

89 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

90 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

91 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

92 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

93 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

94 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

95 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

96 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

97 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

98 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

99 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

100 日本国は、千九百五十二年四月二十八日に日本国との平和条約が効力を生じた時に日本国の領域にあつた合衆国軍隊のすべての軍事基地が、引き続いて合衆国軍隊の排他的な管理の下に置かれることを認める。

The ratification by the Government of Japan of the treaty aforesaid is subject to a reservation with respect to Article VIII, paragraph 2, of the treaty. By an exchange of notes signed at Tokyo on August 29, 1953, the said reservation was communicated to and accepted by the Government of the United States of America.

Accordingly, it is the understanding of both Governments that, with respect to the United States of America, Article VIII, paragraph 2, of the treaty shall not extend to professions which, because they involve the performance of functions in a public capacity or in the interests of public health and safety, are state-licensed and reserved by statute or constitution exclusively to citizens of the country, and no most-favored-nation clause in the said treaty shall apply to such professions. It is the further understanding of both Governments that Japan reserves the right to impose prohibitions or restrictions on nationals of the United States of America with respect to practicing the professions referred to in Article VIII, paragraph 2, of the treaty to the same extent as States, Territories or possessions of the United States of America, including the District of Columbia, to which such nationals belong impose prohibitions or restrictions on nationals of Japan with respect to practicing such professions.

IN WITNESS WHEREOF, the respective Plenipotentiaries have signed the present Protocol of Exchange of Instruments of Ratification.

DONE in duplicate, in the English and Japanese languages, at Washington this thirtieth day of September, 1953.

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

FOR JAPAN:

メリカ合衆国の国民に対し、商業、航海、通商及び職業並びに従事に関する制限は、当該国民の属する合衆国の帰領又は属領ごとに異なるものとする。

2　合衆国の国民に対し、商業、航海、通商及び職業並びに従事に関する制限は、当該国民の属する合衆国の帰領又は属領ごとに異なるものとする。

3　日本国の国民に対し、商業、航海、通商及び職業並びに従事に関する制限は、この条約の効力発生の時に日本国の国民に課されている制限と同一程度まで課する権利を留保する。

以上の証拠として、各全権委員は、この批准書に調印した。

千九百五十三年九月三十日にワシントンで署名された日本語版

日本語二通を作成した。

アメリカ合衆国のために

日本国のために